第１章　ともに支え合う「ひとづくり」

資料４

計画の内容（中間取りまとめ案）

Ⅰ　生涯を通じた自立と支え合いの推進

　すべての県民が、住み慣れた地域で自立して生活し、共に支え合い、地域の構成員として包み込まれる社会を実現するためには、福祉を特定の人のための特別のサービスとして捉えるのではなく、ユニバーサルサービスとして感じる意識が広く県民に浸透していることが大切です。このため、人に寄り添い支え合う心の醸成と地域共生社会の形成に向けた意識啓発に努めます。

　１　人に寄り添い支え合う心の醸成

　　(1)　県民の福祉意識の高揚

　　　人に寄り添い支え合う心が広く県民に定着し、誰もが地域社会を構成する一員であるとの意識を持つよう、福祉に関する啓発活動を推進するとともに、福祉活動に参加するきっかけづくりを行います。

　　　・　インターネット等を活用した福祉に関する広報活動の推進や県民福祉推進会議による福祉フォーラムの開催、「障害者週間」等のキャンペーン事業の実施などによる啓発活動の推進

　　　・　バリアフリー化などを通した福祉のまちづくりに関する啓発活動の推進

　　　・　若い世代と高齢者の交流、障害者や社会福祉施設と地域住民との交流の場づくりの推進

　　　・　県福祉カレッジや県介護実習・普及センター等における、福祉に関する学習機会の提供

　　(2)　学校教育における福祉教育の推進

　　　学校教育において、家庭や地域社会と連携した奉仕活動を行ったり、福祉施設などを訪問したりする活動を通じて、他人を思いやる優しさ、他人に共感できる温かい心をもち、共に支え合って生きようとする児童生徒を育成します。

　　　・　児童生徒が主体的に進める福祉・ボランティア活動の推進など、社会性や自立心、規範意識、公共心、感謝、思いやりの心など豊かな人間性を重視した学校教育の充実

　　　・　「社会に学ぶ『14歳の挑戦』」等のボランティア体験学習の実施、「総合的な学習の時間」の活用など児童生徒の福祉に対する意識啓発の推進

　　　・　高校生の保育・介護体験学習や、赤ちゃんふれあい体験の実施など少子・高齢社会に対する認識を深めるための実践活動の推進

　　　・　ボランティア体験学習を指導する教員等に対する継続的な研修の推進

　　　・　福祉関係学科等における実践的な教育の充実

　　　・　特別支援学校と幼・保・小・中・高等学校等や地域社会、特別支援学級と通常の学級などとの交流及び共同学習の推進

　　(3)　ボランティア意識の醸成

　　　ボランティア活動への関心を高め、ライフスタイルとしてのボランティア活動が定着するようボランティア意識の啓発に努めます。

　　　・　ボランティア活動強調月間推進キャンペーンや富山県民ボランティア・ＮＰＯ大会の実施などによるボランティア・ＮＰＯ活動の普及啓発

　　　・　県・市町村社会福祉協議会や県民ボランティア総合支援センターによるボランティア養成講座等の開催や活動相談、ボランティア情報の提供などボランティア活動に関心のある県民への支援

　　　・　児童生徒や学生、勤労者、高齢者など幅広い県民のボランティア活動への参加促進

２　地域共生社会の形成に向けた意識啓発

　　(1)　地域共生の社会づくりの普及啓発

年齢や障害の有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で、自分らしい生き方ができる地域共生社会の形成に向け、県民の意識啓発に努めます。

　　　・　ケアネット活動への地域住民の参加促進のための意識啓発

　　　・　「地域共生」を実践している富山型デイサービス (共生型サービス)に対する理解促進

　　　・　富山型デイサービス (共生型サービス)の理念普及のための講座の開催

　　　・　とやま地域共生型福祉推進特区の普及啓発

　　(2)　地域共生社会を推進する主体の連携

　　　地域共生社会を推進するため、民生委員・児童委員など地域福祉の担い手となる方々の連携を支援します。

　　　・　民生委員・児童委員や福祉に関するボランティア団体等の連携促進のための環境づくり

　　　・　社会福祉法人・社会福祉施設と地域社会とのつながり強化のための支援

　　　・　ケアネット活動の中心となる地域リーダー養成のための研修会の実施に対する支援

本計画における『地域共生社会』の定義

年齢や障害の有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしい生き方ができ、共に支え合う地域社会

Ⅱ　福祉を担う人づくり

　今後ますます高齢化が進行し、介護・福祉サービスに対する需要が大きくなることから、介護・福祉を担う人材を質と量の両面から確保することが大切です。

このため、介護に対する若い頃からの理解促進や中高年齢者など多様な介護人材の掘り起こし、処遇改善、キャリアパス導入等による魅力ある職場環境の整備により、専門知識と技術を持った質の高い人材を養成するとともに、これらの人材が職場に定着するよう支援します。また、身近な地域において、高齢者や障害者等の支援を必要とする人々を支える地域福祉活動の担い手を育成します。

　１　質の高い介護・福祉サービス従業者の育成・確保

　　(1)　専門人材の育成・確保・定着・資質向上

　　　県福祉人材確保対策会議を中心に関係機関と連携し、介護・福祉等の専門知識や技術を備え、利用者本位のサービスを提供できる質の高い専門人材の育成・確保・定着等に努めます。

　　　①若者等への介護・福祉の魅力のＰＲや多様な人材の参入促進

・　社会に学ぶ『14歳の挑戦』や中高生への出前講座、高校生の介護体験学習など福祉施設等でのインターンシップの推進による若者の参入促進

・　「介護の日」キャンペーンイベントや福祉・介護フォーラムの開催、ＴＶコマーシャルなどによる介護の魅力ＰＲ

・介護人材のすそ野を広げるため、介護サポーター(助手)やボランティア等の育成

　　　②介護・福祉サービスを担う人材の教育・養成の推進

・　介護福祉士及び社会福祉士の資格取得を目指す学生への修学資金貸付の実施など、介護・福祉の担い手の育成

・　介護職員の専門性を高める研修の実施や研修参加時の代替職員雇用への支援など、職員の資質向上の推進

・　県内介護福祉士養成校における介護福祉士等育成への支援

・　介護を学ぶ外国人に対する日本語学習や介護福祉士資格取得等に対する支援

・　県福祉カレッジ等におけるホームヘルパーや介護支援専門員、障害福祉サービス事業所の相談支援従事者等の資質向上を図るための研修の充実

　　　③就業支援

・　県健康・福祉人材センター等における無料職業紹介、相談、情報提供等の就業援助やハローワークとの連携促進

・　県健康・福祉人材センターへの専門員配置によるマッチング強化や福祉職場説明会の開催等による就業希望者への支援

・　離職介護職員の再就職時の必要費用の貸付などによる、再就職の促進

　　　④処遇・職場環境の改善等による職場定着支援

・　介護事業所等におけるキャリアパス整備の支援等による、処遇改善の促進

・　介護ロボット・ICT等の導入支援や雇用環境向上に取組む事業所の表彰などによる職員の負担軽減や介護職場の環境改善

・　介護職場でがんばっている中堅職員表彰や新任職員の合同入職式等による職員の職場定着支援

・　福祉用具を活用した介護職員等の腰痛予防による離職防止のための支援

・　社会福祉法人の理事長や社会福祉施設の施設長に対する経営管理研修等の充実

・　障害児者の特性に配慮した適切な居宅介護サービスや同行援護サービスを提供するための研修の充実

　　　⑤保育士等の人材確保と就業継続の支援

・　保育士等のキャリアアップのための研修の実施、職員の処遇改善の促進

・　再就職準備金貸付等の再就職支援の充実・周知など、潜在保育士の掘り起こしや就労支援による保育士等の確保

・　保育士・保育所支援センターにおける現役保育士からの悩み事相談等の対応による、定着対策の推進

(2)　県福祉カレッジの研修システムの充実

　　　福祉人材のキャリアアップを支援し、その質を高めるため、県福祉カレッジにおける研修内容を常に時代の要請に応じたものに見直すとともに、社会福祉施設や専門職団体等との連携・協力体制を構築します。

　　　・　県福祉カレッジにおける社会福祉事業従事者等に対する研修の充実

　　　・　県福祉カレッジと社会福祉施設や福祉関係団体などとの適切な役割分担と協力体制の充実

　　　・　社会福祉事業従事者の階層に応じたキャリアパス構築や研修履歴の管理による支援

　２　地域福祉活動やボランティア活動の担い手の育成

　　(1)　民生委員･児童委員の確保と資質の向上

　　　地域住民にもっとも身近な福祉の担い手である民生委員・児童委員の確保に努めるとともに、その資質の向上を図ります。

　　　・　民生委員・児童委員の活動に対する地域住民の理解の促進

　　　・　民生委員・児童委員を対象とした研修内容の充実

　　　・　民生委員・児童委員と保健、医療、福祉関係者やボランティア等との連携促進

　　　・　児童の健全育成に関する活動などを行う主任児童委員に対する県民の理解促進と学校関係者等との連携促進

　　(2)　ケアネット活動を支えるリーダーの育成等

　　　地域住民自らが、地域の要支援者に対する見守り等の個別支援を行うケアネット活動が円滑に実施されるよう、活動の中心となるリーダーの育成を支援します。

　　　・　社会福祉協議会に配置される福祉活動指導員や福祉活動専門員の活動に対する支援

　　　・　ケアネット活動への住民等の参加促進や関係機関等との連携・調整を行うケアネット活動コーディネーターの配置、資質向上に対する支援

　　(3)　ボランティアサポーターやコーディネーター等の育成

　　　県民の自主的な参加による地域福祉を推進するため、地域福祉活動やボランティア活動において、中心的な役割を果たす人材の育成を支援します。

　　　・　地域のボランティア活動を推進するボランティアサポーターやボランティアコーディネーターの研修に対する支援

　　　・　ＮＰＯやボランティア団体の中心となるリーダーの資質向上に対する支援

３　地域共生社会を支える人材の育成・確保

　 （1）富山型デイサービス（共生型サービス）を担う人材の育成・確保

　　　高齢者や障害児者をいっしょにケアする富山型デイサービスは、多様な利用者が交流することの効用がある一方、事業者や職員の負担も大きいことから、富山型デイサービスの担う人材の育成・確保に努めます。

・　富山型デイサービスの起業を目指す県民への研修等、富山型デイサービスを提供する人材の育成支援

・　富山型デイサービス事業所で働く職員に対する研修の充実

　(2)　コーディネート人材の養成

　　　　福祉ニーズが多様化・複雑化する中、地域において支援を必要とする方に対して、多様な専門職（医療や介護、福祉、就労等）とのネットワークを構築し、支援のためのコーディネート役を務める専門職（コミュニティ・ソーシャルワーカー）の養成を図ります。

　　　・　市町村社会福祉協議会職員等を対象に、県社会福祉協議会で実施しているコミュニティ･ソーシャルワーカー養成研修等に対する支援

　(3)　職種横断的な研修の実施

　　複雑化する福祉課題に対応するため、県福祉カレッジ等において、従来の福祉の枠を超えた職種横断的な研修を実施し、関係職員の資質向上や専門職間の連携強化を図ります。

　　・　県福祉カレッジ等における、福祉、医療、司法等関係専門職を対象とした専門多職種連携・ソーシャルワーク実践研修等の実施

Ⅲ　住民と行政の協働による地域福祉の推進

　年齢や障害の有無にかかわらず、住み慣れた地域で誰もがともに暮らせる地域共生社会を構築するには、県、市町村、福祉サービス事業者、地域住民、企業等が互いに協力・連携し、自主的かつ積極的に地域福祉活動に取り組むことが大切です。

　このため、高齢者、障害者、児童など、支援を要する人々を地域全体で支えるという意識を皆が共有し、自主的な福祉活動が行われている「福祉コミュニティ」の形成に努めます。また、社会福祉法人の地域貢献や企業等の社会貢献活動への参画促進、ＮＰＯ等の活動基盤の強化を図ることにより、地域福祉の担い手育成に努めます。

　１　地域における互助の推進

　　(1)　住民参加型福祉活動の振興

　　　「互助」の精神で住民自らが積極的に参加する地域福祉活動が活発に展開されるよう、住民に対する意識啓発に努めるとともに、その活動が継続的に行われるよう支援します。

　　　・　育児中の母親同士の交流会や三世代交流活動など地域の特性に応じた地域福祉活動に対する支援

　　　・　ケアネット活動を始めとした、地域活動グループや地区社会福祉協議会の活動への支援

　　　・　地域包括ケア推進県民フォーラムの開催や実践団体の募集など、地域包括ケアシステムの普及啓発や地域包括ケア活動への参加意識の醸成

・　在宅介護や子育てのための公民館、余裕教室の利用、ふれあいサロン等の開設や子どもたちの遊び場となる児童館の整備など地域における交流拠点づくりへの支援

・　介護予防などを行う通いの場の設置など、住民主体の介護予防・生活支援の活動への支援

本計画における「自助」「互助」「共助」「公助」の定義

「自助」→自ら働いて、又は自らの年金収入等により、自らの生活を支え、自らの健康は自ら維持すること。

「互助」→インフォーマルな相互扶助。例えば、近隣の助け合いやボランティア等。

「共助」→医療保険や介護保険のような制度化された相互扶助。

「公助」→自助・互助・共助では対応できない困窮等の状況に対し、所得や生活水準・家庭状況等の受給要件を定めた上で必要な生活保障を行う社会福祉等。

　　　　　　　　　　　　　　（地域包括ケア研究会報告書における定義）

　　(2)　地域における多様な人材の活動支援

　　　福祉コミュニティにおける活動の中心となる人材を育成するとともに、多種多様なボランティア活動が活発に行われるよう支援します。

　　　・　エイジレス社会リーダー養成塾の開催など、地域福祉活動等を推進するリーダーの養成

　　　・　地域の身近な存在として広範な福祉活動を行う民生委員・児童委員の資質向上や相談援助活動等に対する支援

　　　・　高齢福祉推進員、身体障害者相談員、知的障害者相談員、認知症サポーター、メンタルヘルスサポーター、子育てシニアサポーター、健康づくりボランティアなどによる地域福祉活動に対する支援

　　　・　町内会、老人クラブ、青年団、ボランティア団体、ホームヘルパー等との連携の促進と地域ネットワーク形成のための地域リーダーの活動に対する支援

　２　ボランティア、ＮＰＯ活動等の基盤強化

　　(1)　参加しやすい環境づくり

　　　普及啓発活動の推進や情報提供などを通じ、ボランティア活動に関心を持つ県民が気軽に参加できる環境づくりを推進します。

　　　・　インターネットを活用したボランティア・ＮＰＯ活動事例の紹介、広報誌の発行などによる情報提供の充実

　　　・　専門的技術や知識を有するボランティアの登録や活用の推進

　　　・　ボランティア休暇制度の普及や企業、サラリーマン等に対する啓発活動の促進

　　　・　市町村と連携し、介護施設等での活動などを対象に活動分野等に応じてインセンティブを付与する「ソーシャルキャピタル・マイレージ制度」の検討

　　(2)　活動基盤の強化

　　　活動拠点の設置やボランティアセンターにおける相談体制の充実など、継続的なボランティア活動を展開するための基盤整備を支援します。

　　　・　ボランティアコーディネーターやボランティアサポーターの配置など県・市町村ボランティアセンターの活動に対する支援

　　　・　ボランティア交流サロンやワークルームの整備充実など使いやすい活動拠点の設置等に対する支援

　　　・　県・市町村ボランティアセンター及び県民ボランティア総合支援センターによる相談機能の充実や、ボランティア活動のネットワーク化、交流活動の推進

　　(3)　寄附文化の醸成

　　　行政に加えて、多様な主体が参加し、共に支えあう地域共助社会を形成するため、その担い手となるＮＰＯ等の活動基盤の強化を図ります。

　　　・　ＮＰＯ等の活動基盤強化を図るための、マネジメント力向上研修やＮＰＯ等の要望に応じた税理士等の専門相談員の派遣

　　　・　県民、企業、ＮＰＯ、行政など多様な主体が連携した協働の取組みの推進

　　　・　社会福祉法人やＮＰＯ等を支援する寄附税制の周知や寄附意識の啓発

　３　社会福祉法人、企業等の地域貢献活動の促進

（1）社会福祉法人の地域貢献活動の促進

　　　社会福祉法人の今日的な意義は、地域福祉の中心的な役割を果たすだけではなく、多様化・複雑化する福祉ニーズを充足し、地域社会に貢献することにあります。このため、2016(平成28)年3月の社会福祉法等の一部改正により、社会福祉法人について地域における公益的な取組みが責務として規定され、地域貢献活動に一層取り組むことが求められています。

・　社会福祉法人経営者の地域貢献のための研修の充実

・　社会福祉施設と地域住民との交流促進

　　　・　地域の福祉ニーズについての情報提供

(2)　社会福祉法人の経営基盤の強化

　　　今後ますます地域に密着した福祉活動の展開が期待される社会福祉法人に対し、適正なサービス提供の基礎となる経営基盤が強化されるよう支援します。

　　　・　施設整備等に対する助成や運営資金貸付の充実

　　　・　苦情解決体制の整備やサービス評価、リスクマネジメントなどサービスの質の向上に向けた取組みに対する相談援助の充実

　　　・　財務、税務などの経営分析、相談や会計事務、人事、労務管理等の助言など運営管理全般にわたる適切なサービス提供に関する経営支援体制の充実

　　　・　県健康・福祉人材センターや県福祉カレッジとの連携強化などによる福祉人材の資質向上や適正な人材確保のための支援

(3)　企業等の地域福祉活動への参加促進

　　　企業等の地域福祉活動が自主的かつ積極的に行われるよう、これらの法人も地域社会を構成する一員であるとの理解を促進し、地域住民との協力・協働を支援します。また、企業やその企業で働く勤労者などが、地域の福祉活動に参画するための環境整備に努めるとともに、その活動を支援します。

　　　・　企業等の行う地域貢献型ビジネスに係る新商品開発、新サービス提供への支援

　　　・　企業等の社会貢献活動を促進するセミナー開催への支援

　　　・　労働組合や企業内グループのボランティア活動に対する取組みの啓発促進

　　　・　勤労者、事業所等がボランティア活動に参画するためのボランティアセンターにおける相談・紹介事業の充実

　　　・　企業が所有する体育館や事務室等の地域福祉活動への開放促進

　　　・　障害者事業所の商品の展示即売スペースの提供や電気設備の点検、住宅補修など企業、事業所がもつ資源・技術提供の促進

　　　・　企業が創設した福祉基金等の活用促進

　４　多様な主体の参入支援

　　(1)　新規参入しやすい環境づくり

　　　利用者が適切な福祉サービスを利用できるよう、新規参入や新たな分野の開拓を促すなど、福祉サービス事業に参入しやすい環境づくりを進めます。

　　　・　各種福祉団体の育成・振興のための支援

　　　・　新規開業までの助言、指導や福祉サービス事業の起業支援の促進

　　　・　民間事業者が参入しにくい条件不利地域での事業円滑化に対する支援

　　　・　福祉サービス事業者の組織化による事業者相互の資質向上や情報交換への支援

　　　・　特定非営利活動法人（以下「ＮＰＯ法人」という。）の不動産取得税などを優遇する支援税制の実施

　　　・　福祉サービスへの参入のための手続きの円滑化

　　(2)　ボランティア団体やＮＰＯによる福祉サービスの提供支援

　　　柔軟で機動的な活動が期待できるボランティア団体やＮＰＯの福祉サービス事業等への参入を支援します。

　　　・　アドバイザーの設置や会計相談の実施などの運営基盤の強化支援

　　　・　ＮＰＯ法人制度の普及啓発の促進

　　　・　組織化を目指すボランティアグループに対する事業運営・管理等に関する情報提供、個別相談等の支援

　　　・　地域の生活・福祉課題の調査や新事業の企画など、コミュニティビジネスの立ち上げに向けた活動支援

第２章　安心して暮らせる「地域づくり」

Ⅰ　地域共生社会の形成に向けた基盤づくり

　高齢者や障害児者を含む県民誰もが住み慣れた地域で快適に暮らし続けるためには、物理的な障壁（バリア）だけでなく、社会的、制度的、心理的なすべての障壁を除去する必要があります。また、新たな障壁が生じないように、初めから誰にとっても利用しやすくデザインすることも大切です。

このため、これらの考え方をいう「ユニバーサルデザイン」及び「バリアフリー」を、ハード・ソフトの両面から進め、誰もが安全に安心して生活できる環境を整備します。

　１　ユニバーサルデザイン、バリアフリーの推進

　　(1)　ユニバーサルデザインの普及

　　　県民誰もが快適に暮らせるよう、年齢や障害の有無にかかわらず最初から多くの人が利用可能である“ユニバーサルデザイン”の理念を広く県民に浸透、普及させるための啓発活動を推進します。

　　　・　公共事業の実施やまちづくり計画等の策定に当たってのユニバーサルデザインの導入を広く取り入れていくことによる啓発の促進

　　　・　県内企業が開発したユニバーサルデザイン商品等の利用促進

　　　・　「やさしい福祉のまちづくり賞」によるユニバーサルデザインの普及等に係る顕彰

　　(2)　住環境等のバリアフリーの推進

①生活関連施設

　　　　都市計画や交通など各分野との連携を図りながら、建築物、公共交通機関の施設、道路等のバリアフリーを推進します。

　　　・　庁舎、学校などの公共建築物、道路、公園などの公共施設のバリアフリー化、民間建築物等のバリアフリー化の支援

　　　・　土木、建設、交通などの関係者などに対する普及啓発活動の推進や、バリアフリー化に関する顕彰の実施

　　　・　生活関連施設への授乳室の設置、大規模集会やイベント開催時の臨時保育室の設置の促進

　　　・　県民福祉条例に定めるバリアフリー化した生活関連施設に対する不動産取得税の減免

　　　・　人が多く集まる景勝地、観光施設などでのバリアフリーの推進

　　　・　県内の主なバリアフリー施設の紹介を行う「とやまバリアフリーマップ」の充実

　　　②中心市街地等

　　　　特定の建物などを単独でバリアフリー化するだけでなく、利用者の多い中心市街地などの面的なバリアフリーを推進します。

　　　・　都市機能の適正な配置や公共交通などの都市基盤整備に関する福祉の視点の導入促進

　　　・　「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（通称「バリアフリー新法」）に基づく市町村による基本構想の策定支援

　　　・　高齢者、障害者、乳児を抱えた親子連れなどが自由にショッピングなどを楽しむための商店街等のバリアフリーの促進

　　　・　車いす・ベビーカー等の利用や視覚障害者誘導用ブロック整備、段差解消などバリアフリー化に配慮した店舗、歩道等の整備

　　　・　ベンチの設置、街角のポケットパーク、多目的トイレ等の整備など休憩等に配慮した商店街空間の整備

　　　③交通機関

　　　　移動に配慮が必要な高齢者や障害者等が、就業、買い物などの社会的活動を円滑に行うことができるよう、交通機関のバリアフリーを推進します。

　　　・　鉄道駅や空港などの旅客施設及びその周辺の道路、駅前広場を中心としたバリアフリーの推進

　　　・　高齢者や障害者など誰もが安全に利用できる低床車両導入や、駅舎など交通結節点のバリアフリー化の取組みへの支援

　　　・　福祉タクシーやユニバーサルデザインタクシーの導入など、多様なニーズに対応した地域交通サービスの推進

　　　・　交通事業者が行う鉄軌道の安全性向上への取組みや、生活交通として必要不可欠な民営バス・コミュニティバスの運行維持等への支援

　　　④住宅等

　　　　住宅改修に対する支援などにより、高齢者や障害者等の在宅福祉の基礎となる住宅のバリアフリーを推進します。

　　　・　県ホームページへのバリアフリーリフォーム事例集の掲載による普及啓発の促進

　　　・　サービス付き高齢者向け住宅など高齢者の居住に適した住宅整備の促進

　　　・　高齢者、障害者等が居住する住宅のバリアフリー改修のため設計・施工をアドバイスする体制の整備

　　　・　住宅のバリアフリー改修工事に対する融資制度、住宅改修等に対する助成などの活用促進

　　　⑤安全で安心できる生活環境の実現

　　　　高齢者や障害者等はもとより、子どもや妊産婦にも配慮した安全で安心できる生活環境づくりを推進します。

　　　・　高齢者や障害者等が日常よく利用する建築物、駅舎、バス停などを一連のルートとしてとらえた計画的な社会資本の整備促進

　　　・　歩道幅員の確保や段差解消、視覚障害者誘導用ブロックの設置、無電柱化など安全で快適な歩行空間の整備

　　　・　視覚障害者付加装置信号機等の整備など危険性の少ない交通環境の整備促進

　　　・　高齢者や障害者など誰もが気軽に出かけることができるユニバーサルデザインのまちづくりの推進

　　　・　災害時の救助や避難についての防災計画上の配慮や積雪対策など高齢者等の災害弱者対策の充実

　　　・　耳や言葉の不自由な人々が事故等に巻き込まれた場合のＦＡＸや携帯電話のメール等を活用した緊急通報体制の効果的な運用

　　(3)　情報のバリアフリーの推進

　　　障害者等の社会参加促進のため、情報通信技術の活用や情報環境の整備により情報のバリアフリーを推進します。また、高齢者や障害者のコミュニケーションを補助する福祉用具等の普及や、コミュニケーションを助ける人材の育成を図ります。

・　県手話言語条例（仮称）制定を契機として、手話によるコミュニケーション支援のさらなる充実や理解普及の促進

　　　・　在宅での手続を可能とするためのインターネットを活用した申請や納付手続きの体制づくりなど、情報通信システムを活用した情報提供の強化

　　　・　各種会議やイベント等における手話通訳、要約筆記などの普及啓発促進

　　　・　視覚障害者及び聴覚障害者の情報提供施設の運営への支援

　　　・　音声化、点字化などの機能を持った情報機器（パソコン）等の導入の促進

　　　・　視覚障害者のための音声入力ソフトや点字プリンターなど、情報機器の使用を促進するための支援

　　　・　障害者などのIＣT（情報通信技術）講習やパソコン教室の開催など情報リテラシー（操作能力）向上の推進

　　　・　点訳奉仕員、手話通訳者、要約筆記者、同行援護従業者、盲ろう者向け通訳・介助員、朗読奉仕員などの育成と活動支援

　　　・　障害者のパソコン使用をサポートする指導者の育成支援

　　(4)　心のバリアフリーの推進

　　　子どものころからの人権教育や子育て、家族の絆の大切さに対する意識啓発、障害者等に対する誤解や先入観の排除など、心のバリアフリーを推進します。

　　　・　学校等における幼児、児童生徒に対する意識啓発の促進や、特別支援学校と小・中学校等との交流及び共同学習の推進

　　　・　女性、子ども、高齢者、障害者等様々な人権課題に対する啓発活動の推進

　　　・　様々な福祉サービスを気軽に利用するための県民意識の醸成

　　　・　テレビやラジオ、インターネット等を活用した育児や家族の大切さなどに関する意識啓発

　２　地域共生社会の形成に向けた拠点づくり

　　(1)　地域共生型福祉拠点の拡充

　　　高齢者や障害児者等が住み慣れた地域で快適に暮らし続けられるよう、富山型デイサービス（共生型サービス）をはじめとした地域共生型福祉拠点の設置促進に努めます。

　　　・　年齢や障害の有無にかかわらずサービスを提供する富山型デイサービスの設置促進のための支援

　　　・　通常のデイサービス等から富山型デイサービスへ転換を図る際の施設整備等への支援

　　　・　民家等の既存施設を改修することにより、富山型デイサービスを新設整備する際の支援

・　富山型デイサービス事業所における相談機能の充実とケアネット活動との連携

　　(2)　地域包括ケアの拠点整備

　　　地域住民に対し、個別ニーズを踏まえた保健・医療・福祉サービスが、生活支援も含めて切れ目なく提供されるよう、地域包括支援センターの機能充実に向け、市町村の取組みを支援します。

* 地域の住民の多様な相談を制度横断的な支援につなぐ、地域包括支援センターの総合相談機能の充実
* 地域包括支援センターによる支援を必要とする高齢者や障害者、社会的に孤立している者とその家族の把握や支援、見守りを行うための地域の関係者等のネットワーク構築の推進
* 地域包括支援センターが開催する多職種協働による地域ケア会議の推進
* 公的な介護・保健・福祉・医療サービスとボランティア活動、インフォーマルサービス等を有機的に結びつけ、包括的・継続的なサービスを提供するための地域包括支援センターのコーディネート機能の強化

Ⅱ　福祉サービス基盤の充実

　子育て世帯や障害児者など、地域の要支援世帯が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、子育て支援の充実や在宅・施設サービスを相互に活用できる介護･自立支援基盤の整備を推進します。また、福祉の向上と地域経済の活性化の両立が図られるよう、福祉関連産業や生活支援関連サービス業の振興に努めます。

　１　子育て支援等の充実

　　(1)　子育て支援の気運の醸成

　　　家族のふれあいの大切さを啓発する活動を促進するとともに、子どもの成長や子育てを社会全体で支援する意識づくりを推進します。

　　　・　社会全体で子どもや子育てを支援する意識づくりのための広報・啓発等の推進

　　　・　「とやま県民家庭の日」などを契機とする家族のふれあいを促進する啓発活動の推進

　　　・　「とやま子育て応援団」の情報提供などによる制度の普及と利用の促進

　　(2)　地域における子育て家庭に対する支援

　　　子どもの成長や子育てを地域全体で支援するため、子育てに関する相談体制の強化や子育てを支援する人材の育成等により、安心して子育てができる環境づくりを進めます。

　　　・　地域子育て支援センター等の設置促進、子育て支援ホームページの充実など、子育て支援情報の提供や相談機能の充実

　　　・　延長保育や病児･病後児保育等の保育サービス、放課後の居場所づくりなど、多様な保育・子育てサービスの充実

　　　・　「とやまっ子さんさん広場」など異年齢の子どもや親子が集う居場所の設置促進

　　　・　子育てシニアサポーターなど地域の子育てを支援するボランティア人材の育成

　　　・　市町村による子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の運営に対する支援

　　　・　こども食堂等の子どもの居場所づくり活動を行う民間団体に対する支援

　　(3)　仕事と子育ての両立支援

　　　仕事と子育ての両立に向けた職場環境の整備や、働き方の見直しを進めるため、事業者等に対する啓発を促進します。

　　　・　仕事と子育て両立支援推進員による一般事業主行動計画の策定及び取組みへの支援

　　　・　経営トップの子育て応援宣言や行動計画等の公表による、企業における両立支援の実効性ある取組みの促進

　　　・　事業主や職場の意識啓発のためのセミナーの開催

　　　・　両立支援に積極的な取組みを実施する企業の表彰及び受賞企業の取組み事例の紹介による他企業への普及啓発

　　　・　「イクボス企業同盟とやま」ネットワークによる仕事と家庭の両立支援

　　　・　社会に出る前の学生を対象に、イクメン・カジダンの養成と普及啓発の実施

　 (4) ひとり親家庭等への支援

ひとり親等が自立を図り、家庭生活と職業生活において安心したくらしを築くとともに、安心して子育てをすることができるよう、各種の取組みを進めます。

・　母子・父子自立支援員等による相談・情報提供機能の充実強化

・　母子家庭等就業・自立支援センター等による就業支援の積極的推進

・　ひとり親家庭の児童への学習支援等による子育て・生活支援策の充実強化

・　弁護士等による特別相談の実施等による養育費確保及び面会交流の推進

・　児童扶養手当の支給や母子父子寡婦福祉資金の貸付等による経済的支援の推進

・　ひとり親家庭に対する放課後児童クラブやファミリー・サポート・センターの利用料の助成

　２　障害児者の療育及び教育の充実

　　(1)　療育の充実

　　　地域における適切な療育相談、指導の支援体制の充実を図り、障害児者の生活を支援します。

　　　・　身近な地域で障害児者とその家族が、継続的かつ適切な療育相談、療育指導が受けられるよう、県厚生センター、市町村保健センター、児童相談所、保育所、障害児施設（児童発達支援センター等）及び医療機関等の連携による総合的な支援体制の整備

・　県発達障害者支援センターにおける相談支援、発達支援、就労支援、普及啓発及び人材育成など発達障害児者及びその家族の支援体制の充実

　　　・　県リハビリテーション病院・こども支援センターにおける重度心身障害児者等の受入体制の強化

・　在宅の重症心身障害児者の家庭への訪問指導や訪問診査の充実

　　(2)　障害児者の教育の充実

　　　インクルーシブ教育の充実に向け、発達障害を含む障害のある子どもが就学前から卒業後に至るまで切れ目のない指導・支援が受けられるよう教育支援体制を整備し、自立と社会参加を支援します。

　　　・　医療、保健、福祉、教育等関係機関の連携による、障害のある子どもに対する乳幼児期からの教育相談、就学支援等の充実

　　　・　幼・保・小・中・高等学校等や地域社会との交流及び共同学習と地域に開かれた教育の推進

　　　・　専門家等の指導助言による、一人一人の教育的ニーズに応じた質の高い適切な合理的配慮の提供

　　　・　特別支援学校において、医療的ケアを必要とする子どもの教育の充実を図るため、看護師等を配置

　　　・　高等特別支援学校等における障害の状態に応じたキャリア教育及び就労支援の充実

　　　・　家庭や地域、専門家や支援団体等の関係機関との連携による、障害者の生涯学習の推進

　　　・　特別支援学校教諭免許状の取得促進を含め、特別支援教育に関する教員研修の充実

　３　在宅・施設サービスを相互に活用できる介護･自立支援基盤の整備

　　(1)　在宅サービス機能の拡充強化

　　　県民のニーズにあった各種在宅サービスの基盤整備を進めるとともに、質の高い在宅サービスを提供するための機能向上を図ります。

　　　・　定期巡回・随時対応型訪問介護看護の普及や障害児者に対する居宅介護従業者、同行援護従業者、強度行動障害支援者等の育成など、必要な介護や看護サービスの提供体制の確立

　　　・　高齢者や障害者の居宅介護、短期入所等の充実

　　　・　地域包括支援センター、在宅介護支援センターなどの保健福祉サービス拠点の充実強化

　　　・　障害者の日中活動の場（生活介護事業所、就労継続支援事業所等）と住まいの場（グループホーム）の整備促進

　　　・　児童発達支援や放課後等デイサービスなど、障害児サービスの充実

　　　・　重症心身障害児者等の受入施設への支援の充実

　　(2)　在宅と施設のバランスのとれたサービスの提供

　　　施設においても、利用者の思いが尊重され、本人の生活リズムに合わせたサービス提供がなされるよう支援するとともに、施設と在宅サービスが相互に補完して提供される体制の構築を目指します。

　　　・　プライバシーを確保するための個室化の促進や小集団単位によるユニットケアの推進など、高齢者や障害者等の「生活の質」（QOL）を重視した施設サービスの推進

　　　・　生活の場としての認知症高齢者や障害者のグループホームなどの整備促進

　　　・　在宅生活への復帰を図るための介護老人保健施設等のリハビリテーション機能の充実

　　　・　施設による実習生やボランティアの受入れなど福祉人材の育成の場としての機能促進

　　　・　介護保険施設や障害福祉サービス事業所等の計画的な整備を促進するための支援

　　　・　施設からの退所等、在宅支援に関する情報提供

　　　・　保護を要する子どもの家庭復帰や自立に向けた支援のための児童養護施設等の機能強化と、家庭的な環境で養育を行う里親・ファミリーホームへの委託の促進

　　　・　里親制度の普及啓発や里親登録者に対する研修の実施等による里親の育成

　　　・　児童養護施設の小規模グループケア化に対する支援やグループホーム整備への支援

　　　・　児童養護施設等職員に対する研修会の開催等、職員の専門性向上のための支援

　４　在宅福祉・医療サービスの充実

　　(1)　地域に密着した在宅福祉サービスの充実

　　　高齢者や障害者等が地域で安心して暮らしていけるよう、多様な在宅サービスの展開を支援するとともに、必要な在宅サービスが利用者本人の希望に応じて提供される体制の構築を目指します。

・　富山型デイサービス（共生型サービス）の整備に対する支援や、新たな起業家の育成

　　　・　訪問介護事業所、訪問看護ステーション等の整備促進

　　　・　ケアマネジメントの質の向上や口腔機能など生活機能の維持・向上を図るサービスの充実

　　　・　定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所等の整備促進

　　　・　通所や訪問、宿泊サービスを提供する小規模多機能型居宅介護事業所や看護小規模多機能型居宅介護事業所の整備促進

　　　・　関係機関の連携による相談支援体制の充実など、障害者に対する地域でのサービス提供体制の充実

・　認知症高齢者グループホームや障害者グループホームなどの整備促進

　　　・　認知症高齢者グループホームと障害者グループホームとを併設した富山型共生グループホームなど、多様な併設型グループホームの整備支援

　　(2)　地域における日常的な支え合い体制の構築

　　　高齢者や障害者、子育て家庭等が、身近な地域において不安のない自立した生活を継続できるよう、生活支援サービスの充実等に努めます。

　　　・　市町村が行う介護予防・生活支援サービス事業の促進

　　　・　外出支援、配食、買い物サービスなど福祉コミュニティにおける日常生活支援サービスの振興

　　　・　ふれあい・いきいきサロン活動などひとり暮らしや閉じこもりがちな高齢者や障害者、子育て中の親等の支え合い活動に対する支援

　　　・　身体障害者相談員や知的障害者相談員、母子自立支援員、生活支援コーディネーター、地域支援推進員等の養成や活用促進など地域生活を支援するための相談援助体制の充実

　　　・　地域子育て支援センターにおける育児不安等についての相談指導等の充実

(3)　在宅医療の充実

　　　高齢者や障害者等が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、身近な地域において、必要な医療が適時適切に受けられる体制の整備を支援します。

　　　・　県在宅医療支援センターによる在宅医療に取組む医師の参入促進や在宅医療に関する教育・研修

　　　・　郡市医師会の在宅医療支援センターによる広域的な普及活動や開業医の連携・グループ化の支援

　　　・　身近な地域における訪問看護ステーションの整備促進と大規模化の推進

　　　・　訪問看護ステーションの利用拡大等を支援する訪問看護ネットワークセンターの事業推進

　　　・　医師、看護師、介護支援専門員等在宅医療を担う多職種の連携の強化

　　　・　緊急時に在宅療養者が利用できる医療系ショートステイ専用病床の確保

　　　・　認知症疾患医療センター、認知症ほっと電話相談などによる認知症の早期発見

　　　・　かかりつけ医や歯科医師、薬剤師、看護師等への認知症対応力向上研修や認知症サポート医の養成

　　　・　認知症の早期発見、早期治療のための認知症初期集中支援チームの機能の強化

　５　福祉関連産業、生活支援関連サービス業の振興

　　(1)　福祉関連サービス業等の育成・振興

　　　福祉サービスの充実と地域経済活性化の観点から、コミュニティビジネスの立上げに対する支援など、福祉関連の多様なサービス業の育成、振興を図ります。

　　　・　地域貢献型事業（コミュニティビジネス）に取り組む中小企業者、ＮＰＯ法人等への融資制度など、経営基盤の強化や創業のための支援

　　　・　高齢者向け商品開発のためのニーズ調査など、商店街振興組合等を対象とした中小商業活性化のための事業の推進

　　(2)　高齢者、障害者等を対象とした関連産業の振興

　　　高齢者や障害者等のライフスタイルや多様なニーズに対応した、新しい分野での事業創出を支援します。

　　　・　宿泊、観光施設のバリアフリー化整備や高齢者向け旅行ツアーの企画等による余暇産業の振興

　　　・　既存の一戸建て住宅や共同住宅などのバリアフリー化の促進による住宅リフォーム産業の振興

　　　・　リバースモーゲージ制度の活用により、高齢者の住み替えを促すことで、中古住宅市場の流通促進

　　　・　高齢者、障害者等の居住の安定を確保するため、公営住宅等の住宅セーフティネットの充実

　(3)　福祉(介護)機器・福祉用具の普及啓発及び活用促進

　　　福祉(介護)機器・福祉用具の研究・開発や利用促進に向けた意識啓発を実施するとともに、適切な利用方法等について、県介護実習・普及センターを中心とした情報提供や普及体制の整備を推進します。

　　　・　ユニバーサルデザイン商品の研究・開発や利用促進に向けた意識啓発の推進

　　　・　県介護実習・普及センターにおける、福祉(介護)機器を活用した介護技術研修や導入・活用に係る先進事例の紹介、福祉用具に関するコーディネーターの養成等による福祉(介護)機器・福祉用具の普及促進

　　　・　県介護実習・普及センター、地域包括支援センター等における各種福祉(介護)機器・福祉用具に関する情報提供の促進

　　　・　福祉用具に関する各種相談会の開催や障害に応じた個別援助などの相談体制の充実

　　　・　介護支援専門員や福祉用具販売事業者等を対象とした福祉用具の活用に関する研修事業の実施

　　(4)　買物代行、配食、移送サービス等の生活支援サービスの充実

　　　買い物などの日常生活に不便を感じている高齢者等への生活支援サービスを行う事業者の育成、振興を図ります。

　　　・　買い物代行やFAX・パソコン等の受発注を利用した配達サービスなどの促進

　　　・　福祉有償運送等の移送サービスの充実支援

　　　・　各種生活支援サービスの充実による在宅福祉の向上

　　　・　生活支援サービスを行う事業者と地域住民、地域福祉活動を行う団体等との連携促進

Ⅲ　生きがいと自立を育む地域社会の形成

　高齢者や障害者等が社会で自立し、誰もが元気に活躍するための環境づくりを進め、活力ある明るい地域社会の実現を目指します。このため、高齢者や障害者等がそれぞれの意欲と能力に応じた就労、社会参加、日常生活ができるよう、その支援に努めます。

　１　総合的な情報提供や相談機関の充実

　　(1)　福祉情報の提供体制の充実

　　　福祉サービスの利用者等に対し、必要な情報が適時適切に提供される体制を整備し、制度･サービス内容への理解を促進します。

　　　・　社会福祉協議会や地域包括支援センターなどにおける保健・福祉サービスや利用方法等の情報提供の推進

　　　・　介護サービス情報公表制度による情報提供及び当該制度の利用の促進

　　　・　富山県福祉情報システムを通じた、利用者がサービスに関する情報を気軽に入手できる体制整備の促進

(2)　専門相談機関の充実・連携

　　　地域包括支援センターなどの各機関が、それぞれ分野の専門的な相談に対応できるよう機能向上を図るとともに、他の分野の相談があった場合にも、迅速な対応ができるよう、各機関の連携に努めます。

・　県難病相談・支援センター、県がん総合相談支援センター、県若年性認知症相談・支援センター等における相談支援体制の充実と相談機関間の連携促進

　　　・　社会福祉協議会や地域包括支援センター、地域子育て支援センター、障害者相談支援事業所等の連携促進

　　　・　地域包括支援センター職員や身体障害者相談員、知的障害者相談員の資質を向上させるための研修会等の実施

　　　・　地域自立支援協議会を中心とした障害者の相談支援体制の充実強化

　　　・　地域住民や福祉関係者等からの相談に応じる福祉総合相談センターの相談体制の充実強化

　２　災害に備えた取組の促進

(1)　避難行動要支援者の支援体制の強化

　　　災害が発生した際、周囲の助けが必要な高齢者や障害者等への速やかな避難支援や安否確認が行える体制の確立など、市町村が行う災害時における避難行動要支援者支援体制づくりを支援します。

・　災害時における高齢者・障害者等の災害時避難行動要支援者名簿の作成の促進

・　災害時要支援者の情報を市町村と消防、警察、地域の自主防災組織など災害時の避　　難支援等関係者に平常時から提供し、災害時の情報伝達や避難支援、安否確認等に活用できる体制の整備

・　災害時避難行動要支援者の一人ひとりの具体的な避難方法等を定めた、個別支援計画策定の促進

(2)　救援・救護体制の強化

　　　災害が発生した時に備え、平常時から関係者とのネットワークの構築や要支援者の避難支援体制づくりに努め、災害時における救援・救護体制の充実・強化を図ります。

・　災害発生時における高齢者や障害者等の特別な配慮が必要な避難者の受入先となる福祉避難所の指定の促進、医療救護体制の整備など、救援・救護体制の整備

・　災害救援ボランティアコーディネーターの養成研修や実地訓練の実施など災害救援ボランティア活動の強化

・　他都道府県、関係機関との連携強化など、広域的な災害応援体制の充実

３　生きがいづくりと社会参加活動の機会の充実

　　(1)　生涯学習の振興

　　　高齢者の学習ニーズの多様化や障害者の学習意欲の高まりに対応した自発的、自主的な生涯学習活動を支援します。

　　　・　いきいき長寿大学や富山県民生涯学習カレッジの講座の開催、シニアサークル活動への支援

　　　・　ＩＣＴを活用した在宅学習機会の充実への支援

　　　・　障害者が地域の人々とともに各種教養講座、講演会等に参加しやすいよう、点字広報や声の広報等様々な情報提供手段によるイベント開催情報の提供

　　　・　伝統行事、祭りなど伝統文化を伝承する活動や地域等におけるふるさと学習の推進

　　　・　身体障害者を対象とする図書館の郵送貸出制度の周知や点字図書館の点字図書や朗読図書、字幕（手話）入りビデオカセットの充実

　　(2)　文化活動の振興

　　　豊かで潤いのある生活をもたらし、自己実現の契機となる文化活動を推進し、文化を活かした心豊かな生活を支援します。

　　　・　高齢者や障害者の教養、趣味等の文化活動の促進

　　　・　社会福祉施設や障害者団体等が主体的に行う文化活動の促進

・　アール・ブリュットなど芸術性の高い作品の普及促進

　　　・　老人クラブ等が実施する趣味・教養文化活動や仲間づくりへの支援

　　　・　県社会福祉協議会・いきいき長寿センターが行う「富山ねんりん美術展」等の開催支援

　　(3)　スポーツ活動の推進

　　　健康の保持増進や生きがいづくりを促進するため、高齢者や障害者が、それぞれの体力に応じて気軽にスポーツ活動に親しむことができる環境づくりを推進します。

　　　・　高齢者や障害者など、それぞれの体力や健康状態に応じたスポーツ活動の促進や指導ができる指導者の育成

・　高齢者や障害者の利用に配慮したスポーツ施設設備の充実

　　　・　県民の健康づくりを推進するウォーキングイベントや富山マラソン、湾岸サイクリングなど、年齢や障害の有無等に関わらず気軽にスポーツ活動に参加できる機会づくりの推進

　　　・　第31回全国健康福祉祭とやま大会の開催(2018(平成30)年)による高齢者のスポーツ・健康づくりの機運の醸成

　　　・　障害者スポーツ大会や障害者スポーツ教室の開催など障害者スポーツの普及促進

　　　・　老人クラブが実施する健康づくりやスポーツの推進

　　　・　民間団体が主催する障害者のためのスポーツ大会等の開催支援

　　　・　世界を目指す障害者スポーツ選手の活動支援

　４　高齢者、障害者等の就労支援

　　(1)　多様な就業環境づくりの推進

　　　女性や高齢者・障害者を含むすべての県民の働き方に対する希望に応え、その能力を十分発揮することができるよう、多様な働き方のための環境整備を進めます。

　　　・　従来の雇用慣行や制度の見直し、仕事に応じた公正な処遇の推進、労働時間管理の適正化など多様な働き方を選択できる雇用就業環境づくりの促進

　　　・　男女の均等な雇用機会及び待遇の確保、育児休業、介護休業制度の普及促進と労働者のニーズに即した再就職支援

　　　・　高齢者や障害者の就労についての情報提供や相談援助体制の整備

　　　・　テレワーク等の新たな働き方の普及促進や、介護ロボット技術など最先端技術の導入や生産性を上げる工夫による高齢者が働きやすい環境の整備

　　　・　子育てなどに男女が共同で参画する意識の醸成、放課後児童クラブやファミリー・サポート・センターの設置促進、低年齢保育の受入拡大、延長保育、一時預かりなどの多様な保育サービスの充実

　　　・　職業生涯を通じたキャリア形成支援の充実

　　(2)　雇用・就業支援

　　　高齢者や障害者の経済的自立、社会的自立を促進するため、本人の能力や希望、適性に応じた働き方ができるよう、雇用・就業環境の整備に努めます。

　　　・　高齢者の就業や起業を支援する仕組みづくりなど高齢者人材の活用促進

　　　・　定年延長や継続雇用などによる高齢者の安定した雇用の確保

　　　・　シルバー人材センター事業の充実など臨時的・短期的な就業を希望する高齢者の就業機会の提供

　　　・　国の生涯現役促進地域連携事業を活用し、地域における高齢求職者や求人の掘り起しによるシニア世代の就職マッチングの促進

　　　・　とやまシニア専門人材バンクによる、専門的知識・技術・経験を有する高齢求職者と企業のマッチング

　　　・　障害者就業・生活支援センター事業の推進による障害者の就業面及び生活面に関する一体的な支援の推進

・　障害の特性に応じた、きめ細やかな雇用支援や福祉就労から一般就労への移行促進

　　　・　一般就業が困難な障害者の就労の場の確保のための就労継続支援事業所等の整備促進

　　　・　公共職業能力開発施設における障害の態様に応じた職業訓練の実施

　　　・　就労の場のバリアフリー化などを促進する融資制度の充実など安全で快適な職場環境づくりの促進

　　　・　高齢者や障害者の雇用に関する各種助成金制度や給付金制度の効率的な活用促進

　　　・　農福連携の推進等による多様な就労の場の確保など富山県工賃向上支援計画に基づく障害者の工賃向上の取組みの支援

　　　・　「とやま地域共生型福祉推進特区」を活用した、福祉の先駆的取組みの促進

５　高齢者・障害者等の社会活動への支援

(1)　高齢者や障害者等が主体となった団体や企業等の活動への支援

　　　高齢者や障害者が自分らしい生き方を主体的に選択することができるよう、高齢者や障害者が主体となった団体や企業等の活動を支援します。

　　　・　高齢者の知識や経験を活かした起業の支援

　　　・　高齢者や障害者を中心とした会社の設立又は事業所の設置など新規創業に対する事業資金の貸付

　　　・　シルバー人材センター、高齢者や障害者の雇用企業、就労継続支援事業所などの取組みに対する支援

　　(2)　高齢者、障害者等が自ら行う社会活動への支援

　　　高齢者の人生経験を活かし、また障害者の生きがいを増進するため、高齢者や障害者又はその家族等が自ら行う福祉サービスやボランティア活動に対して支援します。

　　　・　公共施設の清掃や老人福祉施設への訪問など、障害者自らが行うボランティア活動に対する支援

　　　・　生涯学習ボランティアなど高齢者等が培ったノウハウを活用した活動に対する支援

　　　・　一人暮らし高齢者宅の訪問活動など、地域において社会参加活動や社会貢献活動等に取り組む老人クラブに対する支援

　　　・　ボランティア・NPO活動などの身近な地域活動への参加促進

　　　・　シニアタレントによる社会貢献活動など、地域におけるボランティア活動等の促進

第３章　地域で支え合う「しくみづくり」

Ⅰ　人権を尊重した福祉の仕組みづくり

　成年被後見人や社会的に配慮が必要な人々の人権が尊重されるような福祉の仕組みづくりを推進します。また、高齢者や障害者、児童への虐待を防止するための総合的な取組みを推進します。

　１　権利擁護の推進

　　(1)　日常生活自立支援事業や成年後見制度の普及促進

　　　判断能力が不十分な高齢者や障害者などが、地域で自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助事業（日常生活自立支援事業）や、本人に代わって重要な法律行為等を行う成年後見制度の利用を促進します。

　　　・　認知症高齢者や知的障害者など判断能力が十分でない者に対し、福祉サービスの利用援助などを行う日常生活自立支援事業の普及啓発

　　　・　在宅生活を送るひとり暮らし高齢者や認知症高齢者の日常的金銭管理等を行う生活支援員の研修、資質向上等に対する支援

　　　・　県及び市町村地域福祉権利擁護センターの実施運営に対する支援

　　　・　市町村や地域包括支援センターによる成年後見制度の利用促進のための広報・普及活動や成年後見制度利用支援事業に対する支援

　　　・　国の成年後見制度利用促進基本計画に基づく、市町村・関係団体等と連携した利用促進のための支援

　　　・　成年後見制度と日常生活自立支援事業との連携を図るための助言、相談

　　(2)　利用者保護の推進と指導監査の充実

　　　福祉サービス利用者の意見等を事業運営に反映させるため、事業者側の説明責任の明確化や苦情解決体制の整備を進めるとともに、県等が行う指導監査の充実を図る。

　　　・　体験入所等の機会の提供や利用契約書の記載事項、契約の際の事前説明、広告内容の正確性など事業者側の説明責任に対する意識の啓発

　　　・　事業者による自主的な解決を促す体制づくりの推進と、富山県福祉サービス運営適正化委員会が行う苦情解決事業に対する支援

　　　・　利用者本位の適正な介護サービスの提供を確保するため、介護保険者が行う介護相談員の派遣に対する支援

・　国民健康保険団体連合会における苦情処理への支援等介護保険制度における苦情処理体制の充実

　　　・　認知症高齢者グループホーム等が行うサービスの質を改善するための第三者による外部評価の実施

　　　・　利用者に質の高いサービスが安定して提供されるよう、事業者に対する指導監査の充実

　２　虐待防止への総合的な取組み

　　(1)　高齢者の虐待防止と早期発見・早期対応

　　　家庭や施設等における高齢者に対する身体的・心理的虐待、介護や世話の放棄等を防止するとともに、虐待を早期発見・早期対応するための取組みを支援します。

　　　・　市町村や地域包括支援センターによる総合相談、早期発見・早期対応の支援

　　　・　県や市町村のホームページ等を活用した通報窓口の周知

　　　・　介護サービス事業者や市町村職員等に対する高齢者虐待防止のための研修会の開催

　　　・　保健医療、民生委員・児童委員など関係機関の連携強化と広域的な調整支援

・　介護保険法に基づく虐待防止や身体拘束廃止等に向けた事業者等の取組みに対する実 地指導等の実施

　　(2)　障害者の虐待防止と早期発見・早期対応

　　　家庭や施設等における障害者に対する身体的・心理的虐待や経済的虐待等を防止するとともに、虐待を早期発見・早期対応するための取組みを支援します。

　　　・　県障害者権利擁護センターや市町村障害者虐待防止センター等の相談体制の強化

・　市町村担当職員等を対象とした研修の実施

・　教育、保健医療、民生委員・児童委員など関係機関の連携強化

　　(3)　児童の虐待防止と早期発見・早期対応

　　　児童の安全と生命を守り、本人への悪影響を残さないようにするため、虐待が深刻化する前の早期発見・早期対応するための取組みを支援します。

　　　・　市町村や児童相談所の相談体制の強化

　　　・　保育所、教育、保健医療、民生委員・児童委員、警察など関連機関の連携強化

　　　・　児童福祉司任用後研修や市町村要保護児童対策地域協議会の調整機関の専門職に対する研修の義務化など市町村及び児童相談所職員の資質向上の取組みの強化

　　　・　事案の児童相談所から市町村への送致基準等の明確化

　３　障害等を理由とする差別の解消

　障害者に対する差別意識をなくし、差別行為が行われないよう、県民や事業者等に対し、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」や「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例」に基づき、障害や障害者に対する正しい理解が浸透するよう取り組むとともに、共生社会の理念を普及するなどの意識啓発に努めます。

（1）障害を理由とする差別の解消に向けた体制の強化

　　・広報紙、ホームページ等による法や条例、紛争解決機関の周知

　　・ガイドライン等を活用した事業所等向け研修の実施

・地域相談員及び広域専門相談員による相談機能の充実

　　・市町村、教育、学識経験者、障害者団体など関係機関の連携強化

（2）障害及び障害のある人への理解の促進

・共生社会の実現等について参加者とともに考えるフォーラムの開催

・「障害者週間」におけるキャンペーン事業の実施等による意識啓発

・専用ホームページによる障害者理解のための各種情報の提供

・学校における障害者差別を解消するための教育の推進

・身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）の導入支援や県民の理解促進

４　生活困窮者等を支援する体制の整備

　(1)　生活困窮者等に対する包括的な支援

　　　複合的な課題を抱える生活困窮者に対して包括的な支援を行うため、生活困窮者自立支援法に基づく支援をはじめ、関係機関や他制度による支援を活用し、生活困窮者の自立の促進を図ります。

　　　・　市に対して、自立相談支援事業などの必須事業の円滑な運営が図られ、関係機関との連携・協働による取組み等が促進されるよう必要な助言や情報の提供

　　　・　市に対して、任意事業の取組みについて地域の実情に応じた充実が図られるよう働きかけ

　　　・　県が実施主体となる、町村における町村や関係機関との連携・協働による地域の実情に応じた支援体制の整備

　　　・　就労訓練事業を行う事業所の認定を促進するため、制度の周知や広報等の実施

　(2)　市町村、社会福祉協議会等との連携協力した生活支援

　　　低所得者などの経済的な支援が必要な方々の生活を支えるため、市町村や社会福祉協議会等と連携した支援に努めます。

　　　・　生活保護制度の適正な運営（支援が必要な方に対する適切な保護の実施と不正受給対策の徹底）

　　　・　生活保護受給者等就労自立促進事業の実施など、福祉事務所とハローワークが連携した、生活保護受給者等に対する積極的な就労支援の実施

　　　・　生活福祉資金貸付の適正な運用と社会福祉協議会による自立支援の促進

　　　・　子どもの貧困についての市町村における実態把握や支援体制整備に対する支援

　５　社会的に配慮が必要な人々への対応（ソーシャルインクルージョンの理念に基づく施策の推進）

(1)　地域支え合いの体制づくり

　　　貧困・低所得のため社会から疎外された方々や矯正施設退所者、犯罪被害者など社会的に配慮が必要な人々を、地域全体で支え合う、ソーシャルインクルージョンの理念を重視した体制づくりを推進します。

　　　・　民生委員・児童委員による地域の見守り活動への支援

　　　・　ケアネット活動によるひとり暮らし高齢者や母子家庭・父子家庭などへの見守り、声かけの推進

・　刑務所等の矯正施設退所者のうち、福祉的サービスが必要な高齢者、障害者を支援する地域生活定着支援センターの設置及びその活動への支援

・　刑務所等の矯正施設退所者の再犯防止に向けた、国や関係機関等と連携した支援の実施

・　国や市町村、関係機関等と連携した犯罪被害者等に対する適切な支援の実施

　　　・　県女性相談センター等を中心とした、ドメスティック・バイオレンスに対応した相談・支援体制の強化

(2)　外国人住民に対する支援

　　　県多文化共生推進プランに基づき、多言語による情報提供や相談体制の充実、日本語習得の支援、外国人住民の地域参加の促進などにより、国籍を問わず誰もが暮らしやすく温もりのある地域づくりを推進します。

　　　・　多言語による生活情報の提供及び生活相談の充実

　　　・　日本語習得のための日本語教室の開催など、地域社会ぐるみでの支援

　　　・　外国人児童生徒の学習をサポートする取組みに対する支援

　　　・　外国人住民の地域参加の促進及び日本人住民への意識啓発

　　　・　災害時における外国人住民に対する支援体制の整備

(3)　自殺対策の推進

市町村や相談機関、関係団体と連携した普及啓発や相談支援体制の充実、高リスク者への支援など、総合的な自殺防止対策を推進します。

・　生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるための普及啓発

・　市町村による地域の実態を踏まえたこころの健康づくりに関する施策の推進

・　民間団体による相談支援体制の充実など、きめ細やかなこころの健康づくりに関する施策の推進と自殺対策に理解をもつ人材（ゲートキーパー）の養成

Ⅱ　利用者本位のサービスの提供

個人としての尊厳が尊重され、利用者が自分に適した福祉サービスを主体的に選択できるよう、福祉サービスに関する情報提供や利用者を保護する体制づくりを推進します。また、家族等の介護者への支援や地域に存在する社会資源を有効に活用することなどにより、利用者本位で効率的な福祉サービスが提供されるよう努めます。

　１　利用者の立場に立った質の高いサービスの提供

(1)　個人の尊厳を尊重し、自己決定を重視した福祉サービスの提供

　　　福祉サービスの利用者が人間としての尊厳を維持しながら、その人らしい生活を送ることができるよう、自己決定を重視した福祉サービスの提供を推進します。

　　　・　施設管理者やサービス従事者の意識改革の推進と適切な利用者本位のサービス実施体制の整備

　　　・　社会的孤立や排除など地域の福祉問題を発見・解決する取組みを重視した地域福祉サービスの推進

　　　・　個人情報の適切な管理や事業所でのプライバシー保護の推進

　　　・　認知症高齢者等に対する身体拘束が行われないサービス提供体制の確立

　　　・　母子父子寡婦福祉資金貸付制度や相談・援助の充実などひとり親家庭等への支援

　　　・　生活保護や生活困窮者自立支援制度、生活福祉資金貸付制度の適正な運用など、低所得者等に対する福祉の充実

　　(2)　質の高い福祉サービスの提供

　　　個々の利用者のニーズに応じた総合的かつ専門性の高い福祉サービスの柔軟な提供を推進します。

　　　・　必要とされるサービスが適時に提供されるよう、サービス提供の迅速性及び手続きの簡便性の促進

　　　・　福祉医療情報ネットワークシステム（WAMネット）や県福祉情報システムを通じ、利用者が福祉サービスに関する情報を気軽に入手できる環境の整備とわかりやすい情報提供の促進

　　　・　医師等によるカウンセリングやリハビリテーションの実施など保健、医療などの連携による個別ケア体制の充実

　　　・　介護保険制度運営の要である介護支援専門員が、利用者の自立支援に資する適切なケアマネジメントを実践するための専門知識・技術を修得する研修の実施

　　　・　介護保険制度運営の要である介護支援専門員のアセスメント技術や面接技術の向上など十分な介護支援機能を発揮できるための研修の実施

　　　・　障害者の多様なニーズにきめ細かく対応する相談支援従事者の養成及び研修事業の実施

　　　・介護ロボットやICTの活用による効果的な福祉サービスの提供支援

　　(3)　生活の継続性を尊重した福祉サービスの提供

　　　福祉サービスの利用者が、住み慣れた地域で自分らしい生活を維持できるよう、これまでの生活の継続性を重視した福祉サービスの提供を推進します。

　　　・　外出介助や友愛訪問など地域住民の相互扶助による継続的な組織的活動に対する支援

　　　・　住み慣れた地域において生活を送ることができるよう、日中活動の場（生活介護事業所、就労継続支援事業所等）の整備促進

・　市町村が行う介護予防・生活支援サービス事業の促進

　　　・　精神障害者の地域生活への移行を促進するための取組みの充実

　　　・　地域活動支援センターにおける日常生活の支援、相談への対応や厚生センターが実施する日常生活指導など、地域で生活する精神障害者の社会復帰のための指導、援助の充実

　　　・　地域住民等による認知症高齢者見守りネットワークづくりへの支援や、認知症疾患医療センターなど認知症高齢者の家族等に対する専門相談体制の充実

　　　・　在宅の障害児者やその家族の地域生活を支援する障害児等療育支援事業の充実、居宅介護や短期入所、日常生活用具の給付制度の利用促進

　　(4)　家族等の介護者への支援

　　　核家族化や地域における人間関係の希薄化が進展するなかで、高齢者や障害者等をもっとも身近で支える家族等の介護者に対する支援を充実します。

　　　・　介護を担う家族を支援するための家族介護教室や介護用品の支給等の支援

　　　・　家族の介護の悩みに対応するための高齢者総合相談センターなどの相談体制の充実

　　　・　ケアネット活動による高齢者、障害者を支える家族等への支援

　　　・　認知症カフェの設置促進や初期集中支援チームによる家族等への支援

　　　・　障害のある子どもを持つ親の高齢化を踏まえた社会的支援の促進

　　　・　家族介護者の自主グループの育成を図るなど、共通の悩みを持つ者同士の組織的活動の促進

　　　・　育児・介護休業法に基づく介護休業制度や短時間勤務制度、フレックスタイム制等の普及啓発

　　　・　介護者への身体的、精神的負担軽減を図るため、短期入所・日中一時支援事業の推進

　　　・　障害のある子どもを持つ親の就労支援、負担軽減のための放課後児童クラブにおける障害児受け入れ体制の充実

　　　・　障害児の放課後等の遊びや生活の場を設ける「障害児わくわく子育て支援事業」の推進

　　　・　放課後や長期休暇中に利用できる放課後等デイサービスの推進

　　(5)　利用者の視点を反映する仕組みづくり

　　　利用者ニーズに応えた質の高い福祉サービスを提供するため、各種計画づくりや施策の推進などに、利用者の意見を反映させる体制を整備します。

　　　・　利用者家族との定期的な意見交換の場の設定など、福祉施設等の運営に利用者やその家族の意見が反映される仕組みづくりの促進

　　　・　社会福祉法人や福祉サービス事業者に、「利用者本位」の意識を醸成するための啓発促進

　　　・　パブリックコメントの実施など、福祉に関連する計画策定の際の住民参画の促進

　　　・　公共交通などの都市基盤整備に関する計画や中心市街地活性化基本計画などのまちづくり計画策定時における住民参画の促進

　２　サービスの効率化と評価システムの活用

　　(1)　サービス供給への競争の導入

　　　福祉サービスの質の向上を図るため、多様な福祉サービス提供主体の参入による事業者間の競争を促進するとともに、福祉サービス事業者に関する情報等の提供体制の充実に努めます。

　　　・　サービスの実施体制、福祉サービス第三者評価の結果、財務諸表などの事業者による情報開示の促進

　　　・　利用者がサービスに関する情報を気軽に入手できる体制整備の促進

　　　・　福祉事業経営のための人材育成や専門的な経営診断・指導の促進

　　　・　民間企業、NPO法人など多様なサービス提供主体の参入を促進し、競争を通じたサービスの質の確保

　　(2)　福祉サービス提供に関する評価等の推進

　　　利用者の自己決定権や自己選択権を尊重するため、福祉サービス事業の透明性の確保とサービス提供に関する評価体制の整備を推進します。

　　　・　福祉に対する信頼性を高めるための社会福祉法人等の情報開示など、事業運営の透明性の確保に向けた啓発促進

　　　・　事業者自らが、事業の運営方法やサービスの提供方法などにおける問題を把握するための自己評価の実施に向けた啓発促進

　　　・　公正・中立な第三者評価機関が、専門的かつ客観的な立場からサービスを評価する福祉サービス第三者評価制度の運営支援と受審の促進

　　　・　福祉サービス第三者評価結果の適切な情報公開と利用者が情報を容易に入手することができる体制づくりの促進

　３　地域包括ケアシステムの深化

　　(1)　住み慣れた地域での生活支援の提供

　　　年齢や障害の有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で生活し続けることができるよう、日常生活を支援する仕組みの充実に努めます。

　　　・　市町村が行う地域の実情に応じた「介護予防・日常生活支援総合事業」の適切な提供に向けた支援

　　　・　ケアネット活動による地域の要支援者への買物代行や除雪支援

　　　・　買物代行やＦＡＸ・パソコン等の受発注を利用した配達サービスなどの促進

　　　・　福祉有償運送等の移送サービスの充実支援

　　　・　サービス付き高齢者向け住宅の登録制度の普及、整備推進

　　(2)　ケアマネジメント機能の充実

　　　サービスを必要とする高齢者に必要なサービスを提供するとともに、高齢者がその有する能力に応じた自立した生活が送れるよう、ケアマネジメント機能の充実強化に取り組みます。

　　　・　利用者の意向に配慮した福祉・保健・医療・教育・就労などのサービスを総合的に提供するケアマネジメント手法の普及促進

　　　・　市町村を核とした障害者に対する相談支援体制の整備促進

　　　・　高齢者に対し包括的かつ継続的なサービスが提供されるよう、地域ケア会議へのアドバイザー派遣等を通じた地域包括支援センターのケアマネジメント機能の充実

　　　・　インフォーマルサービスを提供する民間事業者やボランティア団体などと市町村社会福祉協議会等との連携の強化

　　　・　地域包括支援センターを核としたワンストップサービスの相談支援

　　(3)　各種サービス機能間の連携と一体的提供

　　　在宅サービス、保健・医療サービス、施設サービス、ボランティア活動等の有機的な連携が図られるよう、そのネットワークづくりを推進します。

・　市町村が行う「在宅医療・介護連携事業」の取組みを支援するための関係機関との調整や広域的連携の促進

　　　・　地域包括支援センターの機能充実に向けた取組みに対する支援

　　　・　地域包括支援センター、在宅介護支援センターや厚生センターに設置された保健福祉サービス調整推進会議を通じた福祉サービス事業者と保健・リハビリテーション・医療の連携促進

　　　・　事業者の組織化等を通じた福祉サービス事業者間、福祉サービス事業者と保健、医療機関との連携の促進

　　　・　住民の自主的な活動と福祉サービス事業者との協働、連携の促進

　　　・　防災、救急の視点からの保健・医療・福祉の連携促進

　　　・　市町村における保健福祉総合センターの設置など、組織や機能の複合化の促進

　　　・　在宅サービスと施設サービスの移行の円滑化など、在宅サービスを支えるための施設機能の充実

　４　保健・医療・福祉の連携によるサービスの一体化

1. 保健・医療・福祉サービスの一体化に向けた基盤づくり

　高齢者や障害者、これらの家族等が地域で自立した生活を営めるよう、保健・医療・福祉サービスや生活支援サービスが切れ目なく提供される体制の整備を進めます。

　　　①　保険・医療・福祉の連携

　　　・　市町村保健センターや県厚生センター、市町村社会福祉協議会と福祉サービス事業者との連携促進

　　　・　地域における保健・医療・福祉サービスの中心となる市町村や市町村社会福祉協議会への専門的・技術的支援

　　　・　厚生センターを中心とした保健・医療・福祉の連携と一体化に向けた機能強化

　　　・　県ホームページによる保健・医療・福祉情報システムの充実

・　郡市医師会の在宅医療支援センターによる多職種連携の取組みへの支援

②　リハビリテーション関係

　　　・　県リハビリテーション病院・こども支援センターにおける、高度・専門的なリハビリ医療の提供と県リハビリテーション支援センターとしての機能の充実

　　　・　地域リハビリテーション広域支援センター（６病院）等によるリハビリテーション実施機関に対する技術的支援やリハビリテーション従事者の研修など地域リハビリテーション支援体制の推進

　　　・　それぞれの状態に応じ、身近な地域において適切なリハビリテーションが受けられるための体制整備の促進

　　　・　市町村保健センターや地域包括支援センター等で行うリハビリ教室や訪問指導の充実

　　　③　認知症関係

　・　認知症疾患医療センターの保健・医療・介護等関係機関との連携の強化や機能強化への支援

・　若年性認知症相談・支援センターを中心とした医療・介護・福祉・就労等の連携強化

　　　④　発達障害関係

　　　・　発達障害に関する医療・福祉・教育等関係機関による連携体制の強化

・　医師や障害福祉サービス事業所等の発達障害への対応力向上を図るための研修の充実

　　　⑤　高次脳機能障害関係

　　　・　県高次脳機能障害支援センターにおける相談支援・普及啓発など、高次脳機能障害者及びその家族への支援体制の充実

　　　⑥　重症心身障害関係

　　　・　重症心身障害児者支援に関する医療・福祉等の関係機関による連携体制の整備

・　重症心身障害児者等に対して必要な医療的ケアを提供できる人材育成の推進

　　　・　重度心身障害者等への医療費助成制度による経済的負担の軽減

キ　ひきこもり関係

　　　・　総合的な相談窓口の設置や、支援機関に対するきめ細かな指導・協力など、ひきこもり対策の強化

　　(2)　生涯にわたる健康づくり

　　　栄養・食生活、運動、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣の改善により、すべての県民が健康を増進し、疾病を予防する「一次予防」に重点をおいた生涯を通じた健康づくりを推進します。

　　　・　県民が心身の健康に関する正しい知識をもち、自主的に健康づくりに取り組むことができるよう、健康と長寿の祭典などのイベントの開催やキャンペーンの実施など県民の健康意識の高揚のための普及啓発

　　　・　子どもたちの望ましい食習慣形成に向けた、保育所・学校等における指導や家庭と連携した普及・啓発

　　　・　地域や家庭、職場等における健康的な生活習慣の定着普及や健康に関する情報提供の推進

　　　・　国際健康プラザを中心とした市町村や他の健康増進施設等とのネットワークづくりの支援

　　　・　生活習慣病、寝たきり及び認知症の予防などライフステージに応じた健康づくりの推進

　　　・　健康づくりに関する市町村への支援や学校、企業、市町村保健センター、県厚生センター等との連携など地域や職域での取組みを重視した健康づくりの推進

　　　・　市町村保健センター等での健康教育・健康相談の実施による、肥満、高血圧、高血糖、脂質異常、喫煙など危険因子の減少による生活習慣病の減少

　　　・　がん、脳卒中、心疾患、糖尿病、歯科疾患など主要な生活習慣病予防の推進

　　　・　生活習慣行動、社会・生活環境等の把握と評価による、個人の健康状態に応じた適切なサービス利用の促進

　　　・　メタボリックシンドロームや脳卒中、心疾患や糖尿病などを予防するための健康診査の事後指導や健康相談の充実

　　　・　生涯を通じた歯科疾患の予防等による歯科口腔の健康づくりと在宅歯科診療の推進

　　(3)　予防活動等の推進

　赤ちゃんからお年寄りまで、誰もが元気で明るく、いきいきとした生活を送ることができるよう、ライフステージの各時期に応じた様々な生活課題に対応する予防、準備活動を総合的に推進します。

　　　・　妊娠・出産や乳幼児の健康などに関する情報提供、専門相談などの充実

　　　・　県立中央病院を核としたNICUの整備など、周産期医療体制の充実及び、これらの周産期医療関連施設と母子保健事業等を行う厚生センター（保健所）や市町村との連携の推進

　　　・　マススクリーニング検査（新生児の血液検査や聴覚検査など、先天的な疾患を早期に発見し、重症化する前に対処することを目的とした検査）の実施や、予防接種の促進などによる乳幼児期の疾病予防の推進

・　妊産婦・乳幼児等への医療費助成による子育て家庭に対する支援

　　　・　疾病等の早期発見のための市町村における母子保健サービスの提供や発達に問題を抱える子どもへの支援強化

　　　・　ライフステージの各時期において母子保健や成人保健をはじめとした予防、早期発見、早期治療、根本的治療のための適切な体制の整備

　　　・　子どもの健やかな成長のための、母乳育児や乳幼児の身体と心の健康づくりの推進

　　　・　夜間の子どもの急病についての相談体制や実情に応じた小児救急体制の充実及び小児科医の人材確保

　　　・　高齢期における健康保持増進など老後に備えるための県民の自助努力を促す啓発普及

　　　・　健康教育や健康診査、歯周疾患検診実施の拡大などの健康増進事業の推進、寝たきり、要介護を生む原因となる転倒や骨折の予防講習や住宅改善等に対する支援

　　　・　認知症の早期発見、悪化等を防止するための認知症予防の推進

　　　・　住宅を担保に融資を受けて死亡時に住宅を売却して負債を返済するリバースモーゲージ制度など高齢者の適切な財産管理のための制度の充実

　　　・　高齢期及び退職後の生活設計に向けての準備を行うための情報提供

・　高齢期からのロコモティブシンドロームの予防・改善のための適切な運動の重要性の啓発

・　高齢期からのフレイルの予防・改善のためのエネルギー摂取の重要性の啓発や「生き生き百歳体操」など適度な筋肉負荷を伴う運動の普及・啓発の推進

　　　・　高齢期からの口腔ケアなどによる誤嚥性肺炎の防止の推進

　　　・　生涯を通じた歯科疾患の予防等による歯科口腔の健康づくり

　　　・　心の健康センターや厚生センターにおける精神科医や専門職員による相談、指導の実施

　　　・　心の健康や精神障害に関する正しい知識の普及啓発の促進

　　　・　心の健康に関する研修の充実など、うつ病対策の推進

(4)　健康な生活を支える環境づくり

　地域や職場をはじめ様々な場において県民の健康意識を高め、健康づくりの実践を支援するため、社会資源の活用や健康づくりの拠点整備など、健康に配慮した環境づくりを推進します。

　　　・　公共施設や公共交通機関、飲食店などでの受動喫煙防止の推進や飲食店における栄養成分表示や健康に配慮したメニューの提供の推進

　　　・　県民の健康づくりを推進するウォーキングイベントの開催等による運動習慣の定着

　　　・　地域におけるウォーキングコースなど健康づくりに関する既存資源の活用や開発の推進

　　　・　建材等に使用されている化学物質等による室内汚染の防止や高断熱化等による良質な室内空気環境の整備など、健康的な住まいを維持・確保するための正しい知識の普及・啓発等

　　　・　とやまの米、野菜、魚などを豊富に用いた伝統的な郷土料理を活かした健康づくりの推進

　　　・　県民一人ひとりが自分にあった健康づくりを実行できるよう、適切かつ正しい健康づくりに関する情報提供の推進と障害者への情報提供の配慮

　　　・　住民に身近な保健サービスを提供する市町村保健センターなどの拠点施設の充実

　　　・　総合型地域スポーツクラブ等、住民の身近なスポーツ環境を活用した効果的・効率的な健康づくりの推進

　　　・　健康づくりに関する専門知識や技術を持つ指導者の養成・確保及び資質の向上

　　　・　ヘルスボランティア、食生活改善推進員、総合型地域スポーツクラブマネジャーなど健康づくりやスポーツ活動を支えるリーダーの育成や自主活動への支援

Ⅲ　支え合いネットワークの形成

　総合的、継続的なサービスを地域レベルで提供できるよう、地域単位での福祉コミュニティを形成するとともに、利用者への個別ケアを提供するための連携とこれを支援する広域的・専門的なネットワークの形成を推進します。

　１　身近な地域での共生のケアネットワークの形成

1. 地域での相談体制の充実

　高齢者や障害者等が住み慣れた身近な地域で、いつでも相談ができ、多様な相談内容に応じた適切な福祉サービスが利用できるよう、地域の事情に精通した民生委員などによる相談援助活動を支援します。

　　　・　安否確認や訪問、交流会の開催や日常生活の支援などを通じた地域住民の相互扶助による相談援助活動の実施

　　　・　民生委員・児童委員、地域福祉活動リーダー、ボランティアリーダーなど地域において福祉活動に関わる人材の活用による相談援助活動の促進

　　　・　地域における相談活動と厚生センター、市町村保健センター、在宅介護支援センター、社会福祉協議会等の相談機関との連携の促進

　・　市町村や地域包括支援センター等に設置する「地域支援推進員」や「認知症初期集中支援チーム」による認知症に関する相談支援体制の充実

　　　・　潜在化しているニーズの発見、把握や問題解決までの一連の流れを重視した市町村社会福祉協議会等における総合的な相談体制の充実

　　(2)　ふれあいコミュニティ・ケアネット21( ケアネット活動)の推進

地域住民が主体となり、要支援者一人ひとりに合った個別支援を提供するケアネット活　動について、支援の対象が広がり、個別支援の内容が充実したものとなるよう支援を行い、住民参加による福祉コミュニティづくりを推進します。

・　ひとり暮らし高齢者や子育て中の親などの支援を要する人一人ひとりに、見守り、話し相手、買物代行、除雪などの公的制度にはないサービスを提供するケアネット活動の推進

・　意見交換の場の設定や懇談会の開催などにより、個人の問題を地域の問題として受　け止め、課題解決に当たる福祉コミュニティづくりに向けた支援

　　　・　安否確認、見守り活動など、福祉ニーズの把握を目的とした活動や問題解決に向けた個別支援活動に対する支援

　　　・　ケアネット活動未実施地区での実施に向けた支援

　　　・　地域福祉活動を行っている各種団体等とのネットワーク化による要支援者援護体制の充実

(3)　包括的な支援体制の構築

地域において把握された、育児、介護、障害、貧困等の複雑化・多様化した福祉ニーズに対し、コミュニティ･ソーシャルワーカー等の専門職を中心に、多職種・多機関が連携して包括的に支援を行う体制の構築を推進します。

・　市町村社会福祉協議会等におけるコミュニティ･ソーシャルワーカー等専門職員の配置に対する支援

・　「共生型包括ケアネット」(仮称)の構築による、ケアネット活動と連携した、育児・介護・障害・貧困等の様々な課題に対応できる包括的支援体制の整備

　　(4)　市町村（地区）社会福祉協議会の機能強化

　　　職員の資質向上等を図るための研修の充実などにより、地域福祉推進の中核的役割を担う市町村社会福祉協議会の機能を向上させ、地域住民に対する生活支援サービスの充実等を図ります。

　　　・　小学校区単位などで組織される地区社会福祉協議会における福祉活動推進員などの活動促進や相談、情報提供事業に対する支援

　　　・　既存の制度だけでは充足しきれない様々なニーズに対応したサービスの開発や住民組織等との協働・連携事業など、先駆的・開拓的事業への取組みに対する支援

　　　・　福祉サービス等の供給や住民参加型福祉活動、ボランティア活動などの実施に当たっての総合調整機能の強化

　　　・　役職員への階層別研修の体系化と実施による資質向上の促進

　　　・　福祉サービスの担い手となる地域リーダーの育成支援

　　　・　小地域や山間地域を対象としたホームヘルプサービスやデイサービスなど介護サービス事業者としての活動促進

　　　・　食事サービス、外出支援事業やミニデイサービス、子育てサロンなど利用者ニーズに対応した福祉サービスの企画・実施や地域の実情に応じた独自のサービス開発に対する活動支援

　　　・　多様なサービス提供主体や民生委員・児童委員、民生委員児童委員協議会との調整、連携機能の強化促進

　　　・　コミュニティ･ソーシャルワーカー等の配置による地域における包括的な支援体制の構築

　２　四層体制の共生のケアネットワークの形成

　　(1)　コミュニティ圏域、市町村圏域、広域圏域、県域における役割分担

　　　具体的な福祉サービスの提供は、おおむね小中学校区を単位とするコミュニティ圏域又は市町村圏域において、その補完を広域圏域において、地域間の総合的調整については県域において行うなど、それぞれの圏域が役割を分担することにより、効果的に県全体の福祉力が向上することを目指します。

　　【各福祉圏域に期待される主な機能】

　　　①　コミュニティ圏域

　　　　・　住民、関係者間の対話による福祉コミュニティづくりに向けた地域住民の共通理解の醸成

　　　　・　住民参加による日常的な見守り活動や支援活動など制度化されたサービスを補完するインフォーマルな地域福祉活動の推進

　　　　・　当事者や住民参加による集会場等を活用した日常的な活動の拠点づくり

　　　　・　地域活動グループや地区社会福祉協議会などを推進役とする地域特性を踏まえたサービスの開発や情報提供活動

　　　　・　様々な課題を抱える住民に対し包括的な相談支援を行う体制の構築

　　　②　市町村圏域

　　　　・　住民に最も身近な行政主体として保健・医療・福祉の連携と福祉サービスの総合的・計画的な提供体制の整備

　　　　・　コミュニティ福祉圏を範囲とする地域福祉活動への支援

　　　　・　ケアネット活動コーディネーターやボランティアコーディネーターの配置

　　　　・　日常生活自立支援事業の全市町村域での実施に向けての支援

　　　　・　身近な圏域では解決できない困難課題に対する総合的な相談支援体制の構築

　　　③　広域圏域

　　　　・　地域保健医療圏域、高齢者福祉圏域、障害保健福祉圏域等との整合性を考慮した、計画的な福祉提供サービス量の確保と老人関係福祉施設、障害福祉サービス事業所の整備促進

・　介護保険制度や障害福祉サービス事業所の整備など、市町村域を超えた福祉サービス提供体制の整備促進

・　複数の市町村社会福祉協議会を範囲とする共同事業等の促進

・　地域における障害者の支援ネットワークを形成するための地域自立支援協議会の運営支援

　　　④　県域

　　　　・　広域的・専門的なサービス支援と広域的見地からの専門人材の育成・確保

　　　　・　広域的な生活・福祉課題に対応した総合的、専門的サービスを行う機関の体制整備

　　　　・　広域事業の展開と市町村福祉圏間のサービス水準の平準化の推進

　　　　・　広報啓発活動など社会参加をめぐる多様な機会の提供

　　(2)　県社会福祉協議会の機能強化

　　　福祉人材の育成・資質向上や社会福祉事業経営に関する指導・助言、各種福祉関係団体やボランティア団体等のネットワーク化など、県域における地域福祉推進の中核的役割を担う県社会福祉協議会の機能強化を支援します。

　　　・　市町村社会福祉協議会活動に対するコンサルタント機能の充実

　　　・　ボランティア団体や各保健福祉関係団体との連携・調整機能の強化促進

　　　・　市町村社会福祉協議会、社会福祉施設・福祉関係団体、民生委員・児童委員などが有する情報の集約を図る福祉情報ネットワーク化に対する支援と総合相談体制の充実

　　　・　県ボランティアセンターの運営やボランティアコーディネーターの配置、福祉教育の推進などボランティア支援活動の機能強化

　　　・　福祉研究、政策提言能力の充実などシンクタンク機能を有するための体制強化

　　　・　日常生活自立支援事業や苦情解決事業、福祉サービス第三者評価事業などサービス利用者の権利強化に向けた活動支援

　　　・　福祉カレッジや健康・福祉人材センターによる福祉人材の育成・確保や県社会福祉施設経営者協議会による社会福祉法人への経営支援、介護実習・普及センターによる介護知識・介護技術の普及などに対する支援

　　(3)　地域福祉における拠点づくりの推進

　　　地区の集会施設、空き家、学校の余裕教室（空き教室）などの既存施設を活用した、地域におけるサービス拠点づくりを推進します。

　　　・　公民館や既存の空き施設、民家等を利用した地域住民が運営するデイホーム、ふれあい・いきいきサロンなどへの支援

　　　・　在宅福祉・在宅ケアに関連する連絡調整や各種福祉サービスの情報収集・提供など、利用者の複合的ニーズに対応した拠点づくりの促進

　　　・　ボランティアグループへの会議室や介護機器の貸与など社会福祉施設の地域拠点化の推進

　　(4)　支援ネットワークづくり

　　　コミュニティ福祉圏域において実施される地域福祉活動を総合的に支援するため、市町村や県の福祉圏域において、関係機関・団体、ボランティアなどのネットワークを形成します。

　　　・　高齢者等の処遇に関するケース検討による具体的支援方策や地域単位の関係機関の役割分担などを検討、支援するためのネットワークづくり

　　　・　障害者等の家族団体の組織化促進や、地域との連携を深めるための活動に対する支援

　　　・　県全体の様々な子育て支援機能を活用した地域における子育て支援ネットワーク体制の整備促進

　　　・　増加する児童虐待、非行問題に対応するための児童相談所と関係機関との連携、協働体制の整備

　　　・　難病患者の居宅における療養生活等を支援するため、難病対策地域協議会の設置、難病相談・支援センターによる関係機関との連携強化や患者団体への支援、及び厚生センターによる地域難病ケア連絡協議会の開催など保健と医療、福祉の連携の強化

　　　・　地域、学校、職場などでの健康づくり活動に対する支援や、研修会の開催などによる健康づくり従事者等のネットワーク化の推進

図　四層体制の地域共生ネットワーク

身近な地域における包括的な相談･支援

３層：広域圏域

（新川、富山、高岡、砺波圏域）

地域福祉活動への支援

２層：市町村圏域

１層：コミュニティ圏域

（概ね小・中学校区）

地域間の総合的調整

市町村圏域の補完

市町村域を超えた福祉サービス提供

住民の地域福祉活動に関する情報交換

防犯・防災活動、民生委員活動、ふれあいいきいきサロン等の日常的支援

４層：全県域

地区社協

地域包括支援センター

富山型デイサービス

（共生型サービス）

県社協

市町村社協

訪問介護

介護実習・普及センター

基幹社協

介護老人保健施設

特別養護老人ホーム

訪問看護ステーション

地域密着型サービス事業者

健康・福祉人材センター

福祉事務所

通所介護

県民福祉カレッジ

地域で解決できない困難課題に対する相談･支援

　３　市町村の地域福祉の推進支援

住民に最も身近な行政主体として、住民の個別ニーズに対応した総合的な福祉サービスを地域において円滑に提供するため、市町村による地域福祉推進のための計画（地域福祉計画）策定などの取組みを支援します。

　　　・　市町村への情報提供の充実などによる全市町村における地域福祉計画策定に向けた支援

　　　・　地域福祉計画策定等に関する研修会の開催

　　　・　福祉関係者等を対象としたフォーラムの開催など住民参加を重視した地域福祉計画策定に関する普及啓発

　　　・　市町村社会福祉協議会と連携協力した市町村の地域福祉の取組みに対する支援

　　　・　市町村社会福祉協議会における自発的な活動推進計画の策定支援と市町村地域福祉計画への反映